

防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書

- 防衛装備移転三原則の運用指針に従い、外為法に基づき経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の許可の状況を報告するもの（令和5年度分）

○個別許可（1,196件）

（1）平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合（42件）

- ・中国国内の遺棄化学兵器処理事業に関するもの（41件）
- ・シナイ半島でのエジプト・イスラエル間の停戦監視活動に関するもの（1件）

（2）我が国の安全保障に資する場合（1,064件）

- ・国際共同開発・生産に関するもの（52件）
 - ✓ 日米間：39件 【**弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの共同開発、F-35 製造への国内企業参画、イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転等**】
その他：13件（日尼間：4件、日英間：3件、日加間：3件、日豪間：1件、日伊英間：1件、日伊ニ英独間：1件）
- ・安全保障・防衛協力の強化に資するもの（22件）
(安全保障面での協力関係がある国からのライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づく提供等)
【F-100エンジン部品の米国への移転等】
- ・自衛隊等の活動又は邦人の安全確保のために必要なもの（990件）
(海外から購入している自衛隊の装備品の故障品の交換等のための一時的な輸出、国内で製造する装備品の加工委託のための輸出等)

（3）国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への移転（3件）

- ・ウクライナに対する自衛隊法第116条の3に基づく防衛装備の海外移転（3件）

（4）我が国の安全保障上の観点からの影響が極めて小さい場合（86件）

- ・誤送品の返送（5件）
- ・借用品の返送（41件）
- ・持込機材の返却（3件）
- ・その他（37件）

（5）武器輸出三原則等の下で講じられてきた例外化措置として、海外移転を認め得るものと整理して審査を行ったもの (上記類型にあてはまるものを除く)（1件）

- ・中国国内の遺棄化学兵器処理事業に関するもの（1件）

青字：過去の武器輸出三原則（～2013年度）の例外化措置に基づく案件（70件）

赤字：防衛装備移転三原則（2014年度～）に基づく国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件（7件）

黒字：自衛隊等の活動に伴う一時的な輸出など防衛装備移転三原則に基づき経済産業省の審査により移転を認めた案件（1,119件）